

調 査 票

あなたご自身のことについておたずねします。

数字に○をつけてください。
(F5は番号を記入してください。)



F1 あなたの性別は？

1. 男性 2. 女性

F2 あなたの年齢は？（平成30年11月1日現在）

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代
5. 60歳代 6. 70～74歳 7. 75歳以上

F3 あなたが、現在お住まいになっている地域は？（平成30年11月1日現在）

1. 佐野地区 2. 田沼地区 3. 葛生地区

F4 あなたの世帯の状況を、次の中から選んでください。

1. 1人世帯（一人暮らし） 2. 1世代世帯（夫婦のみ） 3. 2世代世帯（親と子）
4. 3世代世帯（親と子と孫） 5. その他（ ）

F5 あなた（配偶者・パートナーがいる場合は配偶者・パートナーについてもご記入ください）の職業を、下の中から数字を選んでカッコの中に記入してください。

あなた（ ） 配偶者・パートナー（ ）

- | | | |
|------------------|---------|-----------------|
| 1. 自営業主 | 2. 家族従業 | 3. 勤め（フルタイム・常勤） |
| 4. 勤め（パート・アルバイト） | 5. 内職 | 6. 専業主夫・専業主婦 |
| 7. 学生 | 8. 無職 | 9. その他 |

はじめに人権問題についておたずねします。

問1〔基本的人権の尊重〕

(1) 基本的人権の尊重

あなたは、「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である」と思いますか？次の中から1つ選んでください。

1. そう思う 2. いちがいに言えない 3. そう思わない

(2) 日頃の人権意識

あなたは、日頃、他人の立場を尊重することなど、人権を意識しながら生活していますか？次の中から1つ選んでください。

1. いつも意識している 2. ときどき意識している
3. あまり意識していない 4. 全然意識していない

(3) 人権教育に関すること

あなたは、学校教育・社会教育における人権教育を今後どのようにすればよいと思いますか？次の中から1つ選んでください。

1. 積極的に行うべきである 2. 行うべきである
3. あまりやらないほうが良い 4. やるべきでない
5. その他（ ）

問2〔啓発活動への接触状況〕

(1) 啓発活動の接触有無

あなたは、市が行っている人権啓発行事に参加したり、人権に関する啓発資料を読まれたことはありますか？次の中から1つ選んでください。

1. ある 2. ない

(2) 啓発活動の接触状況

(1)で1を選んだ方におたずねします。参加した行事や、見た資料は何ですか？次の中からいくつでも選んでください。

1. 講演会や研修会 2. 街頭啓発（大型スーパーなど）
3. 展示会（ポスター展・書道展） 4. 掲示物・立看板・横断幕
5. 広報誌・パンフレット 6. 映画・ビデオ
7. その他（ ）

問3〔人権侵害とその対応〕

(1) あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか？次の中から **1つ**選んでください。

1. ある
2. ない

(2) もし、あなたがご自分の人権を侵害された場合、まずどのような行動をとりますか？次の中から **1つ**選んでください。

1. だまって我慢する
2. 相手に抗議する
3. 身近な人(家族・友人)に相談する
4. 有力者に相談する
5. 弁護士に相談する
6. 法務局や人権擁護委員に相談する
7. 市役所に相談する
8. 警察に相談する
9. その他 ()

問4〔子どもの人権〕

あなたは、子どもに関することがらで、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？次の中から **いくつでも**選んでください。

1. 友人などから仲間はずれにされるなどいじめを受けること
2. 保護者による子どもへの虐待(暴力を加えたり、育児を放棄すること)
3. 大人が自分の考え方を強制したり、子どもの意見を無視すること
4. 学校の部活動で、先輩や教師などから無理な練習等を強要されること
5. 教師による生徒への体罰
6. 児童買春・児童ポルノ
7. 特にな
8. わからない
9. その他 ()

問5〔高齢者の人権〕

あなたは、高齢者に関することがらで、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？次の中から **いくつでも**選んでください。

1. 病院・養護施設・介護施設等での看護などの扱いが悪いこと
2. アパートなどの住宅への入居を拒否されること
3. 高齢者をじゃま者扱いし、つまはじきにすること
4. 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
5. 経済的な自立が困難なこと
6. 悪徳商法の被害が多いこと
7. 特にな
8. わからない
9. その他 ()

問6〔障がい者の人権〕

あなたは、障がい者に関することがらで、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？次の中から **いくつでも**選んでください。

1. 学校の受け入れ体制が不十分なこと
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 結婚問題で周囲から反対を受けること
4. 差別的な言動を受けること
5. じろじろ見られたり、さけられたりすること
6. アパートなどの住宅への入居を拒否されること
7. 外出時に交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと
8. スポーツや文化活動などの地域活動に気軽に参加できないこと
9. 特にな
10. わからない
11. その他 ()

問7〔外国人の人権〕

あなたは、日本に住む外国人に関することがらで、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？次の中からいくつでも選んでください。

1. 学校の受け入れ体制が不十分なこと
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 結婚問題で周囲から反対を受けること
4. じろじろ見られたり、さけられたりすること
5. アパートなどの住宅への入居を拒否されること
6. 外国人の生活習慣や宗教・文化への理解が不十分なこと
7. 外国語による説明が少ないために十分なサービスが受けられないこと
8. 特定の人種や民族を侮辱や排除する言動を受けること(ヘイトスピーチなど)
9. 特にない
10. わからない
11. その他 ()

問8〔インターネットによる人権侵害〕

あなたは、インターネットによる人権侵害に関することがらで、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？次の中からいくつでも選んでください。

1. 根拠のない悪口で、他人の名誉を傷つける表現を掲載すること
2. 差別を助長する表現を掲載すること
3. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
4. インターネットを利用した「いじめ」が発生していること
5. ネット上にいせつ画像や残虐な画像などの有害情報を掲載すること
6. 個人情報の不正な取扱い(横流しや流出等)が発生していること
7. 特にない
8. わからない
9. その他 ()

問9〔LGBT(性的指向が異性愛でない人や性自認に違和感を持つ人)にかかる人権侵害〕

(1) あなたは性的指向が異性愛でない人に関することがらで、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？次の中からいくつでも選んでください。

1. 差別的な言動を受けること
2. 職場や学校などで嫌がらせをされること
3. 就職、職場で不利な扱いを受けること
4. じろじろ見られたり、さけられたりすること
5. アパートなど住宅への入居を拒否されること
6. 店舗への入店や施設利用を拒否されること
7. 宿泊を拒否されること
8. 特にない
9. わからない
10. その他 ()

(2) あなたは、性自認に違和感を持つ人(からだの性とこころの性の食い違い)に関することがらで、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか？次の中からいくつでも選んでください。

1. 差別的な言動を受けること
2. 職場や学校などで嫌がらせをされること
3. 就職、職場で不利な扱いを受けること
4. じろじろ見られたり、さけられたりすること
5. アパートなど住宅への入居を拒否されること
6. 店舗への入店や施設利用を拒否されること
7. 宿泊を拒否されること
8. 特にない
9. わからない
10. その他 ()

問10〔人権問題への関心度〕

あなたは人権問題に関することがらで、関心のあるものは何ですか？次の中からいくつでも選んでください。

1. 女性
2. 子ども
3. 高齢者
4. 障がい者
5. 部落（同和）問題
6. 外国人
7. HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者
8. インターネット
9. LGBT(性的指向が異性愛でない人や性自認に違和感を持つ人)
10. アイヌ（ウタリ）の人々
11. 刑を終えて出所した人
12. 犯罪被害者とその家族
13. 北朝鮮当局による拉致問題
14. ホームレス
15. 災害に伴う人権問題
16. 人身取引
17. その他（ ）

問11〔人権に関する法律の周知度〕

平成28年度に人権に関する法律が施行されました。あなたが聞いたことのある、または知っている法律の番号を、次の中からいくつでも選んでください。

1. 障がい者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）
2. ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）
3. 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）
4. どれも知らない

続いて部落（同和）問題についておたずねします。

問12〔地区の認知〕

あなたは、日本社会に「同和地区」「未解放部落」「被差別部落」などと呼ばれ、差別を受けている地区があること、あるいは「同和問題」「部落問題」「部落差別」があることを知っていますか？次の中から1つ選んでください。

1. よく知っている
2. 少し知っている
3. 知らない

問13〔同和地区関係者の人権〕

あなたは、部落（同和）問題に関することがらで、部落差別があると思われるのはどのようなことですか？次の中からいくつでも選んでください。

1. 結婚問題で周囲から反対を受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 差別的な言動を受けること
4. 身元調査をされること
5. インターネットを利用して差別的な情報を掲載されること
6. 特にない
7. わからない
8. その他（ ）

問14〔結婚差別の認知〕

あなたは、現在、結婚に関して部落差別があると思いますか？次の中から1つ選んでください。

1. 明らかな差別がある
2. どちらかと言えば差別がある
3. 差別はない
4. わからない

問15〔結婚問題に対する態度〕

(1) 親の立場でお答えください。

仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか？次の中から1つ選んでください。

1. 特に気にすることなく、子どもの意志を尊重する
2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方がない
3. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚させない
4. 絶対に結婚させない
5. その他 ()

(2) ご自身の立場でお答えください。

仮に、あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか？次の中から1つ選んでください。

1. 自分の意志を貫いて結婚する
2. 結婚をあきらめる

問16〔部落（同和）問題の解決策〕

部落（同和）問題を解決するためには、どうしたら良いと思いますか？あなたのお考えに近いものを、次の中から1つ選んでください。

1. 自分の問題として解決に努力する
2. 正しい知識を身に付けるため、部落（同和）問題について学習をする
3. 同和地区のことなど口に出さずそっとしておけば、差別は自然になくなる
4. 自分とは直接関係のない話だと思う
5. 同和問題をよく知らない。わからない
6. その他 ()



ここから男女共同参画についての質問です。

数字に○をつけてください。
(問 18.20.24.29.36 は番号を記入してください。)

男女の役割意識についておたずねします。

問 17 あなたは自分の子どもをどう育てたいと思いますか。次の中から1つ選んでください。

現在子育て中でない方も、お答えください。

1. 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」というふうに
2. どちらかといえば、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」というふうに
3. どちらかといえば、性別にとらわれずに
4. まったく性別にとらわれずに
5. わからない

問 18 あなたは、次の1～13について、夫婦の間でどのように分担していますか。

配偶者のいない場合は、配偶者がいるとしたらどのようにしたいと思いますか。

下の中から数字を選んでカッコの中に記入してください。

1. 食事のしたく ()
2. 食事の後かたづけ、食器洗い ()
3. そうじ ()
4. ゴミ出し ()
5. 洗濯 ()
6. 食品・日用品の買い物 ()
7. 主な収入 ()
8. 家計・預金等の管理 ()
9. 町内行事などの参加 ()
10. 子どものしつけや勉強 ()
11. 乳児・幼児の世話 ()
12. PTA, 子ども会等の参加 ()
13. 親や身内の介護 ()

1. 主に夫
2. どちらかといえば夫
3. 夫婦同じ程度
4. どちらかといえば妻
5. 主に妻
6. その他（家族以外、分担なし等）

男女平等についておたずねします。

問 19 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために、あなたは今後、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

1. 差別的な社会通念やしきたりをなくすこと
2. 女性自身が経済力を持つこと
3. 男性が女性の社会的地位の向上に関して、理解し、協力すること
4. 子どもの時から、家庭や学校で男女の平等について教えること
5. 女性が自分たちのあり方に対して、問題意識と自覚をもつこと
6. 女性がもっと政治や社会活動に参画すること
7. 国、地方自治体が男女平等になるための施策の充実と普及啓発を行うこと
8. 就職、昇進、賃金など職業上の男女不平等をなくすこと
9. その他 ()

問 20 お勤めの方（経験のある方）にお聞きします。あなたの職場では、次の1～7のそれぞれについて、男女平等になっている（なっていた）と思いますか。

下の中から数字を選んでカッコの中に記入してください。

1. 募集や採用の条件 ()
2. 人事配置や昇進 ()
3. 教育や研修制度 ()
4. 福利厚生（※1） ()
5. 定年、退職、解雇 ()
6. 賃金 ()
7. 仕事の内容 ()

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 男性の方が優遇されている | 2. どちらかといえば男性の方が優遇されている |
| 3. 平等になっている | 4. どちらかといえば女性の方が優遇されている |
| 5. 女性の方が優遇されている | 6. わからない |

※1 福利厚生・・・企業などが従業員やその家族に対して給与の他に提供する制度やサービスなどで、慶弔・災害見舞金などの金銭の給付、住宅の貸与、賃金の貸付け等があります。

女性と職業についておたずねします。

問 21 あなたは、女性が職業をもつことについて、どうお考えですか。あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

1. 女性は職業をもたない方がよい
2. 女性は職業をもつことにこだわらなくてよい
3. 結婚するまでは職業をもつ方がよい
4. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
5. 結婚後や出産後もずっと職業を続ける方がよい
6. 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
7. 結婚後や出産後も職業は続けるが、パートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい
8. その他 ()

問 22 あなたは、女性が結婚後や出産後もずっと職業を続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

1. 家族の理解や協力（家事・育児などへの参加）
2. 子どもや介護を要する人などを預かってくれる制度（施設）の充実
3. 労働時間の短縮、フレックスタイム制度(※2)などの柔軟な働き方の普及
4. 育児・介護休業などの休暇制度の普及と取りやすい職場環境
5. 昇進・昇給などの職場での男女平等の確保
6. その他（ ）

※2 フレックスタイム制度・・・労働者が一定の定められた時間帯の中で、労働の始めと終わりの時間を自由に決定できる労働時間制度

各分野における男女の参画についておたずねします。

問 23 男性が育児や介護に参加することについて、どう思いますか。次の中から1つ選んでください。

1. お互いに役割分担をして、積極的に参加したほうがよい
2. 時間の許す範囲内で参加したほうがよい
3. どちらかと言えば、女性にまかせて参加しないほうがよい
4. その他（ ）

問 24 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについて、あなたはどのように思いますか。下の中から数字を選んでカッコの中に記入してください。

育児休業（ ） 介護休業（ ）

1. 積極的に取得した方がよい
2. どちらかと言えば取得したほうがよい
3. どちらかと言えば取得しない方がよい
4. 取得しない方がよい
5. わからない

問 25 あなたは、女性も男性もそれぞれの個性や能力を生かし、より積極的に地域の団体やサークル活動に参加できるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

1. 「地域活動のリーダーは男性の役割」、「地域との付き合いは女性の役割」といった男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める
2. 家事、子育て、介護などの分担について家族で十分話し合い、協力し合う
3. 地域社会活動への理解を深めるため、行政が啓発活動を行う
4. 労働時間短縮やボランティア休暇などの休暇制度を普及させる
5. 子どもや介護を要する人を一時的に預かってくれる制度や施設を充実させる
6. 職場における上司や周囲の理解を進める
7. その他（ ）

問 26 あなたは、政策方針決定の場に女性の参画が増えていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

1. 政策決定の場に女性が参画することへの抵抗感をなくすこと
2. 政策決定の場に女性の比率を高めるための施策を充実させること
3. 女性の能力開発の機会を充実させること

問26は
次頁に
続きます。



4. 女性自身が積極的な参画意識をもつこと
5. 家族からの支援や協力があること
6. 女性の活動を支援する人・ネットワークの充実
7. 男性優位の組織運営を改善すること
8. その他 ()

ワーク・ライフ・バランスについておたずねします。

問 27 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度について、あなたの希望に最も近いものを、次の中から 1つ 選んでください。

1. 「仕事」を優先
2. 「家庭生活」を優先
3. 「地域・個人の生活」を優先
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
8. わからない

問 28 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度について、現実に優先しているものを、次の中から 1つ 選んでください。

1. 「仕事」を優先
2. 「家庭生活」を優先
3. 「地域・個人の生活」を優先
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
8. わからない

男女間の暴力についておたずねします。

問 29 あなたは、次の 1～12 のようなことが夫婦（交際相手と）の間で行われた場合、それをどのように感じますか。あなたの考えに近いものを下の中から数字を選んでカッコの中に記入してください。

1. 平手で打つ ()
2. 足でける ()
3. 身体を傷つける可能性がある物でなぐる ()
4. なぐるふりをして、おどす ()
5. 刃物などを突きつけて、おどす ()
6. いやがっているのに性的な行為を強要する ()
7. 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる ()
8. 何を言っても長期間無視し続ける ()
9. 交友関係や電話やメールを細かく監視する ()
10. 「だれのおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」などと言う ()
11. 大声でどなる ()
12. 生活費などの必要なお金をわたさない ()

- | | |
|--|-----------------|
| 1. どんな場合でも暴力にあたる 2. 暴力にあたる場合もそうでない場合もある | 3. 暴力にあたるとは思わない |
|--|-----------------|

問 30 ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者等からの身体的、精神的、性的暴力、経済的暴力）が大きな社会問題となっていますが、あなたは、身近で見聞きしたことがありますか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

1. 自分が直接被害を受けたことがある
2. 相談を受けたことがある
3. 相談を受けたことはないが、被害を受けた人を知っている
4. 自分の身近で被害を受けた人は知らない
5. 言葉自体を知らない
6. その他（ ）

— 問 31 へ

問 33 へ

問 31 問 30 で 1 又は 2 を選んだ方にお聞きします。

そのとき、あなたはだれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

1. 配偶者以外の家族や親戚
2. 友人、知人
3. 警察
4. 市役所の相談窓口（女性相談、困りごと相談など）
5. 県の相談窓口（婦人相談所、パーティなど）
6. 民生委員や人権擁護委員
7. 同じ経験をした人
8. 医師、カウンセラー
9. その他（ ）
10. どこ（だれ）にも相談しなかった

1～9 を選んだ方は

問 33 へ

問 32 へ

問 32 問 31 で 10（どこにも相談しなかった）を選んだ方にお聞きします。

相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

1. 相手の行為は愛情の表現だと思った
2. 自分にも悪いところがあると思った
3. 相談するほどのことではないと思った
4. 相談してもむだだと思った
5. 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った
6. そのことについて、思い出したくなかった
7. どこ（だれ）に相談してよいのか、分からなかった
8. 相談相手（相談機関や相談員を含む）の対応によって不快な思いをさせられると思った
9. 他人を巻き込みたくなかった
10. 恥ずかしくて、だれにも言えなかった
11. 世間体が悪い
12. 他人に知られると、これまで通りのつき合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思った
13. 相談したことがわかると、仕返しを受けたりもっとひどい暴力を受けると思った
14. 加害者に「だれにも言うな」とおどされた
15. その他（ ）

問 33 あなたは、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を身近で見聞きしたことがありますか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

1. 自分が直接被害を受けたことがある
2. 相談を受けたことがある
3. 相談を受けたことはないが、被害を受けた人を知っている
4. 自分の身近で被害を受けた人は知らない
5. 言葉自体を知らない
6. その他（ ）

問 34 ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者等からの暴力）やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

1. 相手を対等なパートナーとして見るための意識啓発
2. 不快な言動、行動に対し、はっきり意思表示ができる（ノーと言える）環境と意識づくり
3. 苦情や悩みについて、対応できる相談体制の充実
4. 重大な人権侵害であるという認識を持つための啓発
5. ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに対する罰則を強化した法律や規則等の整備
6. その他（ ）

男女共同参画を推進するための市の取り組みについておたずねします。

問 35 男女共同参画社会を実現するために、市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

1. 学校教育、生涯学習・社会教育の場で、男女平等と相互理解や協力についての学習を充実させる
2. 社会慣習を改めたり、理解、協力を得るため、男性に対する啓発を行う
3. 女性に対する講座や啓発活動を行う
4. 女性の再就職やボランティア活動のための訓練やセミナーを開く
5. 男女の労働条件の改善や女性の雇用機会の拡充について企業に働きかける
6. 子どもや介護を要する人などを預かってくれる制度（施設）の充実を図る
7. 女性を政策方針決定の場に積極的に登用する
8. その他（ ）

問 36 次の項目についてあなたはどの程度ご存知ですか。下の中から数字を選んでカッコの中に記入してください

1. 佐野市男女共同参画推進条例（ ）
2. 佐野市男女共同参画プラン（ ）
3. 佐野市男女共同参画情報紙「パレット」（ ）
4. 男女共同参画推進センター（愛称：パレットプラザさの）（ ）
5. 男女共同参画社会基本法（ ）
6. 男女雇用機会均等法（ ）
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（ ）
8. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（ ）
9. 育児休業・介護休業法（ ）

- | | | |
|-------------|------------|-----------------|
| 1. 詳しく知っている | 2. 大体知っている | 3. 言葉だけ聞いたことがある |
| 4. 知らない | | |

最後に、ご意見・ご感想・ご要望がありましたらお書きください。

ご協力いただき、
ありがとうございました。

